

ICT活用工事(ブロック据付工(港湾))実施要領

第1条 趣旨

この要領は、建設現場の生産性向上を図るため、愛知県建設局及び都市・交通局が発注するICT活用工事(ブロック据付工(港湾))の実施に必要な事項を定めたものである。

第2条 概要

ICT活用工事とは、以下に示すように、①～③の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。

- ① ICTを活用した施工
- ② 3次元測量
- ③ 3次元データの納品

第3条 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～④によるものとする。

- ① ICTを活用した施工
3次元位置を用いた施工管理システムを使用して施工を行う。
- ② 3次元測量
工事が完了した後、完成状況の把握のため、3次元測量を行う。(水中部:マルチビーム測深システム、気中部:UAVやレーザースキャナーによる測量)
- ③ 3次元データの納品
②により確認された3次元測量データを、工事完成図書として納品する。

第4条 各要領等

当該工事は、以下に定める要領を遵守すること。なお、要領に記載がある国の仕様書等は、愛知県の仕様書等に読み替えることとし、県の仕様書等に記載がない場合は、国の仕様書等を準用する。

- ① ICT機器を用いた測量マニュアル(ブロック据付工編)(国土交通省港湾局)

第5条 対象工事

対象工事は、以下の工種を含む全ての発注工事とする。

- ・被覆ブロック据付工
- ・根固ブロック据付工
- ・消波ブロック据付工

第6条 ICT活用工事の発注方法

ICT活用工事の発注は下記の(1)によるものとする。

(1)受注者希望型

第5条の対象工事を全て対象とする。

請負者が ICT 活用工事の実施を希望する場合、「建設 ICT 活用計画書(ブロック据付工(港湾))」(別紙-1)を提出し、監督員との協議により ICT 活用工事を実施することができる。また、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

第7条 発注方法における ICT 施工技術の取り扱い

受注者希望型は、請負者発議による受発注者協議の上で実施できるものとし、どの技術を実施するかは請負者の申し出による。

第8条 ICT 活用工事実施の推進のための措置

1. 工事成績における加点

ICT 活用施工を実施した場合、専任監督員の評価項目である、「創意工夫」において評価するものとする。評価に当たっては、創意工夫の評価項目として、下記(1)～(3)に示す ICT 施工技術のうち、いずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(3)の技術について、活用した技術毎に評価を加える。

- (1)ICT を活用した施工
- (2)3次元測量
- (3)3次元データの納品

2. 取組証の発行

前項の規定により工事成績評価において評価した工事のうち、第3条①で定めた「(1)ICT を活用した施工」を実施した場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに請負者に対して ICT 活用工事取組証(別紙-2)を発行するものとする。なお、取組証発行は、「土木工事業」、「舗装工事業」、「しゅんせつ工事業」、「とび・土工工事業」による発注業種を対象とする。

第9条 費用計上

請負者からの協議により ICT ブロック据付工を実施する場合は、設計変更の対象とし、国土交通省港湾局の「ICT活用工事積算要領(ブロック据付工編)」や見積り等により、必要な経費を計上する。

見積りを徴収する場合は、別紙-3(ICT の活用に係る見積り書の依頼について)を参考にすること。

第10条 施工管理、監督・検査

ICT活用工事を実施した場合の、施工管理、監督・検査は、県又は国土交通省が定めた ICT 活用工事に関する規準により行うものとする。

なお、工事検査の実施にあたって必要となる機器類は、請負者がこれを準備するものとする。

第11条 その他

ICT活用工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と請負者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

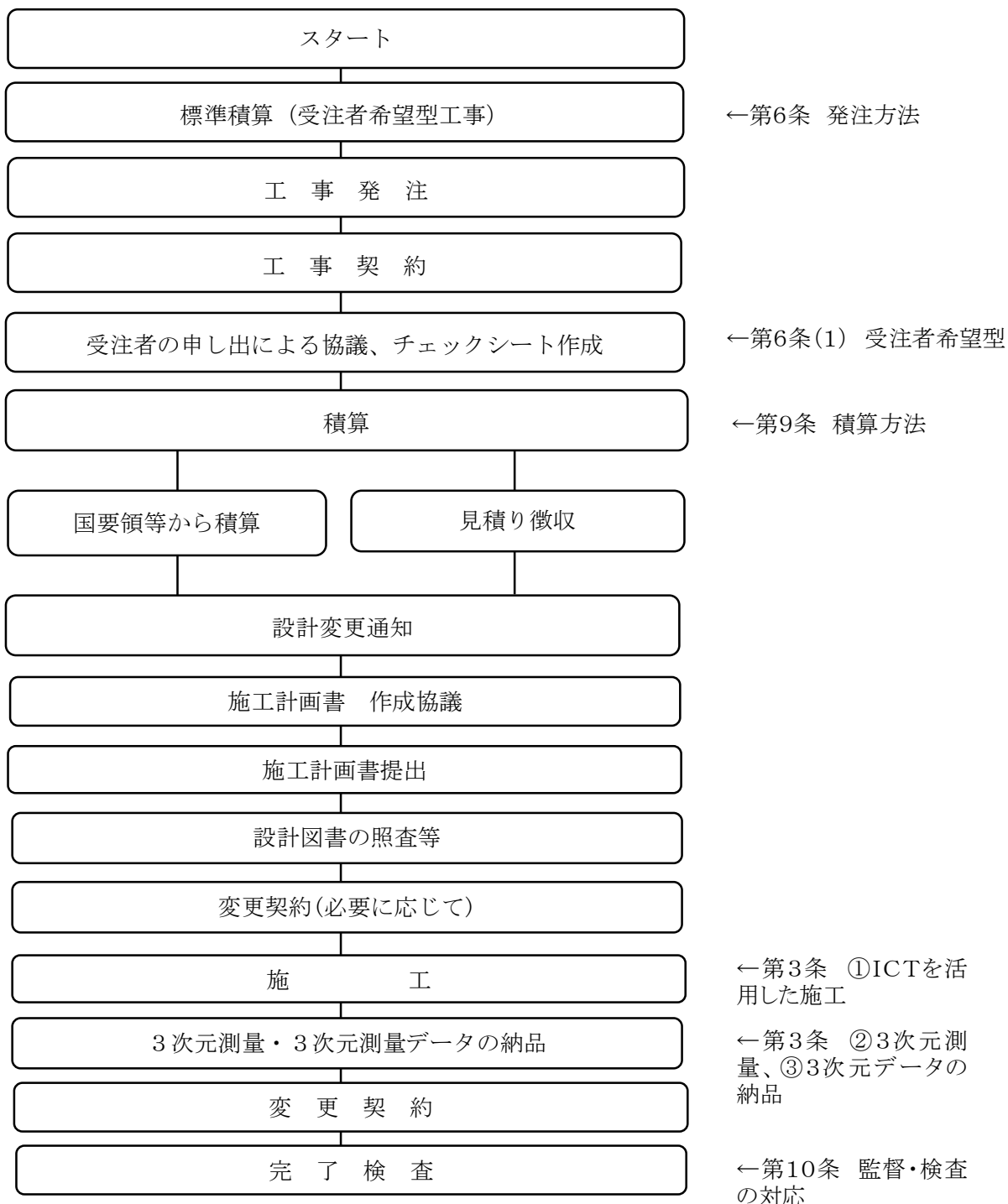
この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

※参考 工事発注から工事完成までの手続き及び流れ



建設ICT活用計画書(ブロック据付工(港湾))

当該工事において、建設生産プロセスの各段階でICT施工技術を活用する場合は、左端のチェック欄に「■」と記入する。

建設生産プロセスの段階		作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名
<input type="checkbox"/>	ICT建設機械による施工	ブロック据付工		1 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械
<input type="checkbox"/>	3次元測量	完成形状の把握 (水中部・気中部)		(水中部) 1 マルチビーム測深システム、 (気中部) 2 UAV やレーザースキャナーによる測量
<input type="checkbox"/>	3次元データの納品			

- 注1) ICT活用工事の詳細については、ICT活用工事実施要領によるものとする。
- 注2) ICT施工技術を活用する場合は、建設ICT活用計画書様式の建設生産プロセスの段階チェック欄に「■」と記入する。
- 注3) 具体的な工事内容及び施工対象範囲については、契約後、施工計画の提出までに、発注者へ提案・協議し決定する。
- 注4) ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データとは、作成した出来形管理用3次元設計データから建機施工用に加工・変換するデータ

ICT活用工事取組証

名称

代表者名(契約の相手方)様

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
引 渡 し 年 月 日	年 月 日
本 工 事 の 業 種	土木工事業 ・ 舗装工事業 しゅんせつ工事業 ・ とび・土工工事業

※「本工事の業種」欄は、該当する発注業種を選択すること。

※「引渡し年月日」欄は、完了検査合格通知書を参照。

愛知県〇〇〇所長 印

別紙－3 (ICTの活用に係る見積り書の依頼について)

【ICT活用工事については、以下を適用する。】

1. 工事費の調査を指示する場合、対象内容の決定は発注者が行い、依頼種別を明確にすること。
2. 設計条件等を明示(場合によっては図面を添付)して、次の依頼書(必ず書面にて依頼)を参考に実施するものとする。なお、見積り書には、提出日付、単価適用年月日、納入場所、見積り有効期限等の記載があることを確認すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設 株式会社
(代表者名) 殿

〇〇〇〇〇〇所長

見積り依頼書

表記について、下記条件により見積りを依頼します。
なお、提出時の宛名は、〇〇〇〇〇〇所長としてください。

記

<共通事項>

- | | |
|-------------|---|
| 1. 工事名 | 〇〇〇〇工事 |
| 2. 港湾・漁港名 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 3. 見積り内容・条件 | 別紙のとおり |
| 4. 見積り提出期限 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 5. 提出方法 | メール、来所、郵送の別を明記すること。 |
| 6. 問合せ先 | 〇〇建設事務所〇〇〇〇課〇〇〇G
担当者 〇〇 〇〇
連絡先〇〇〇〇〇〇〇〇
メールアドレス〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |

見積り内容・条件 記載例

<施工管理システムの損料の場合>

施工管理システムの損料について、下記内容及び条件の見積りを作成してください。

1. 1日あたりの損料
2. 対象作業内容(例:ブロック据付)、または対象建設機械(例:潜水土船(〇〇(規格等)))
3. 単価適用年月日
4. 見積り有効期限

<2次元設計データを3次元化に要する費用の場合>

2次元設計データの3次元化について、下記内容及び条件の見積りを作成してください。

1. 対象範囲
2. 単価適用年月日
3. 納入場所
4. 見積り有効期限
5. 2次元設計データの3次元化に要する費用(経費含む)
⇒内訳が詳細にわかるように作成をしてください。(歩掛形式でお願いします)

<気中部を含む完成断面把握のための測定の費用の場合>

気中部を含む完成断面把握のための測定について、下記内容及び条件の見積りを作成してください。

1. 対象範囲
2. 単価適用年月日
3. 納入場所
4. 見積り有効期限
5. 気中部を含む完成断面把握のための測定費用(経費含む)
⇒内訳が詳細にわかるように作成をしてください。(歩掛形式でお願いします)

【例】

(測量作業費)

測量準備(水中部及び気中部)、標定点の設置(気中部)、UAV による空中撮影または地上レーザー観測(気中部)、測量及び測深データ(水中部及び気中部)

(測量調査費)

3次元モデル作成

※その他、必要に応じて項目を計上